

平成29年教育委員会第8回臨時会会議録

開会日時 平成29年 9月26日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 塩澤 雄一
同職務代理者 日高 芳一
委員 齋藤 初夫
委員 塚本 亨
委員 天宮 久嘉
委員 大里 豊子

議場出席委員

・教育次長	駒井 亜子	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・学校施設整備担当課長	忠 宏彰	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・学校教育支援担当課長	柿澤 幹夫
・統括指導主事	塩尻 浩	・統括指導主事	大川 千章
・地域教育課長	山崎 淳	・生涯学習課長	小曾根 豊
・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄	・中央図書館長	鈴木 誠

書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 教育長 塩澤 雄一 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 塩澤 雄一 委員 日高 芳一 委員 齋藤 初夫
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○**教育長** おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年教育委員会第8回臨時会を開会いたします。

本日の議事録署名は私に加え、日高委員と齋藤委員にお願いします。

それでは議事に入ります。本日は議案等が5件、報告事項等が5件、その他が3件となっております。

それでは議事に入ります。

議案第38号「葛飾区教育委員会が管理する情報の公開に関する規則の一部を改正する規則」及び議案第39号「葛飾区教育委員会が管理する情報の公開に関する規程の廃止について」を一括して上程いたします。

庶務課長。

○**庶務課長** それでは議案第38号「葛飾区教育委員会が管理する情報の公開に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由をごらんください。葛飾区教育委員会が管理する情報の公開に関し、指定管理者が管理する情報の公開提供依頼等について定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

それでは1枚、2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんください。

まず「情報公開決定通知書等」ということで、第3条の第2項から第4項を削除いたします。こちらについては情報公開の決定期間の延長通知書ですとか特例の延長通知書、それから情報が不存在のときの規定がございましたが、今後、改正をいたします第3条の2に定めますので、削除するものでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして、新旧対照表の2ページをごらんください。まず第3条の2でございます。「決定期間延長の理由等」でございます。「条例第7条第3項に規定するやむを得ない理由」は次に掲げる理由とするということでございます。通常、情報公開の請求を受けた場合はその公開の可否については14日以内に決定するのが大原則でございます。ただ、やむを得ない場合については、特例によって延長することができます。その理由を定めるものでございます。まず1号にございますように多量の文書が含まれるような場合。あるいは2号にあるように事情を聴取する必要があるため、公開可否決定をするのに日数を要する場合。あるいは3号にございますように災害の発生のような場合。4号にございますように年末年始が入る場合。こうした場合については、期間を延長しても構わないという理由を定めるものでございます。

続きまして、第3条の3でございます。「第三者の意見の聴取等」になります。こちらについては条例第7条第5項の規定による意見聴取ということで、区民以外の第三者の情報が記載さ

れているときについては第三者の方の意見を聞いた上で、情報公開の可否を決定することになってございます。その際、意見照会書を送付するとか、その返送がないときについては口頭により意見を聴取するというような意見聴取の手続を定めるものでございます。

続きまして第3条の4でございます。「情報の不存在等の通知」でございます。情報が不存在な場合については通知をするものでございますが、その不存在等通知書により通知するものという規定を定めるものでございます。

次に第3条の5「特例延長通知」でございます。こちらについては著しく大量の文書が情報公開請求を受けた場合については、特例延長をすることができますけれども、その延長通知書により行うものとするとする手続を定めるものでございます。

続きまして第5条でございます。新旧対照表の3ページをごらんください。「写しにより公開する理由」でございます。文書公開は原本で公開することが大原則となつてございますけれども、例外的に写しによりできる場合がございます。それを定めるものでございます。

1号に書いてございますように、一部情報公開をする場合にいろいろ文書に黒塗り等をする場合がございますけれども、そうしたような場合で、原本により公開することが困難である場合とか2号にございますように、日常業務に支障が出るような場合については、原本ではなく、写しにより公開することができるという規定を定めるものでございます。

続きまして第6条をごらんください。「指定管理者が管理する情報の提供依頼等」でございます。最近、区では総合スポーツセンター初め、指定管理者で情報管理する場合がございます。そうした場合について、指定管理者が管理する情報について、情報公開請求を受けた場合については、指定管理者に情報の提供依頼等を行います。そうした場合についての手続を定めるものでございます。

次に付則をごらんください。この規則は平成29年10月3日から施行するとなつてございます。区長部局であわせて同様の改正を行いますので、それに合わせて施行するものでございます。説明は以上でございます。

次に議案の第39号でございます。「葛飾区教育委員会が管理する情報の公開に関する規程の廃止について」でございます。

提案理由は、葛飾区教育委員会が管理する情報の公開に関する規則等の改正に伴い、規程を廃止する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

次のページをごらんください。こちらに書いてある規程を廃止するという訓令を通知するものでございます。こちらについても10月3日から施行となります。

こちらについては、今まで規程で定めてあったものを規則で定めたり、あるいは施行通達というような形で通知を出してございます。そうしたものと内容が重複することから不要になったことにより、廃止をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 38 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 38 号については原案のとおり、可決といたします。

続きまして議案第 39 号について原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、可決することといたします。

引き続きまして、それでは議案の第 40 号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

学務課長。

○**学務課長** それでは議案第 40 号「葛飾区立幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明をさせていただきます。

まず提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い、利用者負担額を改正するほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

次に改正の内容でございますけれども、1 枚おめくりいただき、新旧対照表とあわせてごらんいただきたいと存じます。

もともと、この子ども・子育て支援制度におきましては、就学前の教育施設・保育施設の利用に関しまして、政令で上限を定めてございます。今回の政令改正で利用者負担の上限額に係る特例処置の拡充というのを行ってございまして、その中で区立幼稚園の保育料に影響がございまして多子世帯に係る特例処置の区分を区の規則に反映させるものでございます。

別表第 1、第 2 がありますが、基本的に内容は同様のものですので、別表第 1 でご説明します。2 ページをごらんいただきたいと思っております。別表第 1 の備考の第 2 項第 1 号でございますが、別表の第 2 階層に定めます区民税所得割りを含む非課税世帯、それと養育里親等の第 2 子の保育料に係る特例を定めているところでございます。

これまでこの階層、第 2 子につきましては別表第 1 に定めるとおり、基本となる保育料が 3,000 円でございます。これに第 2 子ということで 100 分の 50、半分にして 1,500 円ということで規定していたところなのですが、今回政令改正でその階層の第 2 子については上限額が 0 円ということで定められましたので、これをこちらの第 2 項の第 1 号末尾に括弧書きで付記したというものでございます。

先ほどの別表第 2。これが別表第 1 に係る部分ですが、別表第 2 に関しては、保育園を利用する方が、場合によっては入れなかった場合などに幼稚園を利用するという特別利用教育とい

うのがあるのですが、その制度の中で保育料を定めたもので、内容的には同様のものとなってございます。

最後に付則ですけれども、公布の日からの施行といたしまして、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 40 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 40 号については原案のとおり可決といたします。

次に議案第 41 号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議案第 41 号「葛飾区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明させていただきます。

提案理由でございますが、体育施設の名称を変更する必要があるがございますので、本案を提出するものでございます。

葛飾区体育施設条例につきましては、「葛飾区総合スポーツセンター」を「葛飾区奥戸総合スポーツセンター」に、また「葛飾区水元体育館」を「葛飾区水元総合スポーツセンター」と名称を改め、平成 29 年 10 月 1 日より施行する旨、一部条例改正が平成 29 年 6 月 21 日に公布されております。

今回の葛飾区体育施設条例施行規則の一部改正につきましては、条例同様に各条項にございます「葛飾区総合スポーツセンター」を「葛飾区奥戸総合スポーツセンター」に、また「葛飾区水元体育館」を「葛飾区水元総合スポーツセンター」に改めるものでございまして、条例と同様、平成 29 年 10 月 1 日施行とするものでございます。

そのほか、別表にございます。3 枚目の裏面になりますが、別表の 2 ページになります新旧対照表で、旧では「プール（総合スポーツセンタープール及び水元体育館温水プールを除く。）」の表現を改めまして、「公園プール（プール、幼児用プール）」と改めるとともに、3 ページの別表 4、17 条関係では、旧では「水元体育館、メインアリーナ、サブアリーナ」という表現のところを改めまして、「水元総合スポーツセンター 体育館（メインアリーナ サブアリーナ 第一武道場 第二武道場 温水プール トレーニングルーム）」と改めるものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 それではただいまの件について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいで

すか。

それではお諮りいたします。議案第 41 号について、原案のとおり可決することに、異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 41 号については原案のとおり可決といたします。

次に議案第 42 号「葛飾区体育施設の使用申請書類の様式変更の承認について」上程いたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 議案第 42 号「葛飾区体育施設の使用申請書類の様式変更の承認について」ご説明させていただきます。

提案理由でございますが、葛飾区体育施設条例第 3 条の 2 に規定いたします葛飾区体育施設指定管理者より、葛飾区体育施設条例施行規則第 24 条第 1 項の規定に基づき、使用申請書類の様式につきまして変更申請を受けたため、承認する必要がございますので、本案を提出するものでございます。

変更内容につきましては、各申請書の下に記載されております体育施設名称を先ほどの葛飾区体育施設条例施行規則一部改正と同様に、「総合スポーツセンター」を「奥戸総合スポーツセンター」に、また「水元体育館」を「水元総合スポーツセンター」に変更するとともに、使用器具がある申請書につきましては器具名称を葛飾区体育施設条例施行規則の名称に改めるものでございます。

条例及び規則と同様に、平成 29 年 10 月 1 日より使用するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。議案第 42 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 42 号については原案のとおり可決といたします。

以上で議案の審議は終了し、報告事項等に入ります。

それでは、報告事項等 1 「平成 29 年度岩井臨海学校の実施結果について」お願いします。

指導室長。

○指導室長 それでは「平成 29 年度岩井臨海学校の実施結果について」ご報告申し上げます。資料をごらんください。

実施期間でございますけれども、平成 29 年 7 月 21 日から 8 月 6 日までを 2 泊 3 日、8 期に分けて実施いたしました。

実施場所につきましては、記載にあります八つの民宿を使用しております。参加児童数ですけれども、区立小学校第5学年3,148人。実施内容につきましてはそちらのほうをごらんください。不参加児童についてですけれども63名で、主な理由としましては体調不良25人、家庭の事情で34人という内容でございます。

また8番疾病等で、現地で発症した疾病等についてですけれども、けがが37件、病気が49件、合計86件となっております。こちらは昨年度につきましては合計148件でしたので、昨年度に比べますと62件減少しているところでございます。

裏面をごらんください。今年度の岩井臨海学校につきましては白鳥小学校の実施期間中、民宿澤金において食中毒による体調不良者が発生しましたので、ご報告させていただきます。患者数は参加児童90名中58名、引率者数12名中3名、合計61名でございます。現在は全員が回復しております。

経緯についてですけれども、実施2日目、8月1日火曜日夜から8月2日水曜日の早朝にかけ、下痢・嘔吐・発熱等により10名以上の児童が体調不良を訴え、医療機関を受診しました。8月2日水曜日、午前9時30分頃、千葉県安房保健所が民宿澤金に調査に入りました。

調査後、岩井臨海学校本部と澤金の従業員双方から別々に指導室に電話が入り、安房保健所より状況から食中毒の疑いは低いと言われている。民宿澤金からは、消毒すれば通常の営業も可能であるとの報告を受けました。

これを受けまして教育委員会事務局としましては民宿澤金を使用して、引き続き岩井臨海学校を実施することを決定いたしました。

帰校後ですけれども、安房保健所の検体検査の補完としまして葛飾保健所が検体調査を行いました。8月10日木曜日に、学校では臨時保護者会が行われました。8月16日水曜日、安房保健所が、腸管侵入性大腸菌が原因による食中毒と断定したため、民宿澤金に対する行政処置として8月16日から8月18日の3日間、営業停止処分命令を出しました。

この発表を受けまして、8月29日午後3時より白鳥小学校にて民宿澤金、葛飾区保健所、葛飾区教育委員会事務局同席のもと、臨時保護者説明会を行いました。

民宿澤金からの謝罪、学校からの現地での対応と帰校時のバスの乗車等についての説明。教育委員会事務局からは食中毒ではないと判断し、臨海学校を継続した経緯について説明をしました。また、保健所からは原因について説明をしました。

また、この日に出席できなかった保護者を対象に、9月9日土曜日、葛飾教育の日に改めて臨時保護者説明会を開催いたしました。

また、9月21日木曜日、午後6時30分から、岩井臨海学校についての民宿澤金による経緯説明及び補償内容説明を開催いたしました。こちらのほうは民宿澤金、それから補償担当の弁護士、そして教育委員会事務局としまして私が同席をして、説明会を行ったところでござい

す。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○**教育長** それではただいまの報告について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願ひします。

塚本委員。

○**塚本委員** 起きてはならないこととはいえ、私ども教育委員会の視察で、7月に岩井臨海学校開浜式に参加させていただきました際に、教育長が、子どもたちにとって臨海学校は非常に大切なもので、集団生活をし、海に入るといことはとても大事なのだとおっしゃっておいりました。

今、指導室長のほうからいろいろとご説明がございました。

ただ、やはりここで若干のタイムラグが出てしまったのは現地の安房保健所の問題。検体が出てきて、葛飾保健所の対応。もう起きてしまったことですが、今のご説明ですと、やはり保護者の方の不信と言っていいかどうかわかりませんが、尾を引いてしまったのかなという感想を、受けました。これは非常に貴重な経験、対応された現場の先生方初め、教育委員会の関係の皆様方大変ご苦労なされたと思うのですが、これを逆に長じて、こういった事例が次からあがらないようにしていただきたい。事例として、またこのような案件は、時間がたてばたった分だけ、保護者間なりいろいろな背景として大きくなってまいります。

特に気になりましたのはちょうど〇-157、あるいは群馬、宇都宮であったポテトサラダなど、様々な、時間的な背景が、非常にタイミングが悪過ぎたところもあります。そのようなことを今感じておりますので、非常に大変だったのは十分わかりますけれども、誠意を持った対応と即応することによって次年度につながるような努力を、この事例を糧として、頑張っていたきたいという感想を持ちました。

お答えはよろしいです。大変ご苦労さまでございました。

○**教育長** そのほかいかがでしょうか。

日高委員。

○**日高委員** 今、塚本委員がおっしゃったようなこととダブると思いますけれども、岩井臨海学校は、子どもたちにとって、貴重な経験となると思うのです。

年々こういう取り組みをする自治体が少なくなっている中で、葛飾区は継続させ、充実させている。まず、このことは非常に重要なことですので、今後とも継続をいただきたいと思うところです。

こういう経験をすることによって、子どもたちの社会性も、そしてまさに友情を深め、思い作りにもなっているわけですので、そうしたあたりをぜひご配慮いただきたいと思います。

残念ながら、今回事故が起きてしまった。この事故も学校がすぐ措置したり、あるいは教育

委員会が即時に対応できるという内容ではないのですよね。保健所という公的な機関があつて、その判断が非常に遅くなってきている。今度も、これは対応としては遅くなるという可能性があります。

ですから、個々でありますけれども、各学校の細かな対応が必要になるだろうと思います。

保健所については、これが食中毒であつたという判断を出すには、時間がかかるということです。これはどうしようもないと言えばそれまでですけれども、この間に学校がどう対応するかという、これからはそういうマニュアルを作っておく必要があると思います。

発生した時点での初期対応をどうするか。初動体制が遅れてしまうと、それから後手後手に回るような可能性が極めて高いわけですから、そういう意味でもぜひ実施要項等に初動体制といますか、初期対応等について記載をする。こういう要項などもご用意いただくといいのではないかと考えます。

それから学校の対応がお粗末なのですよ。誰を大事にして対応すべきかという視点がずれている。非常に危惧するところがありました。いわゆる被害を負っている子どもたちをどうするのかという、優先はそこに視点を置くべきだろうと思うのですけれども、その対応が十分であつたのかどうなのか。これは反省していただくべきところではないか。

そういうことを踏まえながら、ぜひ、これは1件の事故として終わるだけではなくて、主任実踏とか、そういうあたりでも発生時の対応というものについての検討といますか、先生方に示唆していただくといった機会をお持ちいただくといいのではないかと思います。

これは回答はいりません。

非常に充実する臨海学校だけに、あつてはならないことが発生した場合にどう対応するかという。この視点あたりを大事にして、今後に継続していただきたいと、こんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

○天宮委員 毎年、岩井には行っています。柴又小学校では、1,000メートルの耐久泳をやつていて、手伝いに行っているのですけれど、どれぐらいの割合の学校がやっているのですか。

○教育長 指導室長。

○指導室長 柴又小学校の耐久泳につきましては、今、学校の特色としておりまして、それに似たものを実施している学校はなく、区内49校の中では柴又小、唯一でございます。

○天宮委員 ありがとうございます。

○教育長 そのほか、いかがでしょうか。

大里委員。

○大里委員 日高委員、塚本委員と同様になりますけれども、やはり子どもたちの安全が一番

だと思いますので、今回食中毒ということでしたけれども、事業者には今後、衛生管理の徹底はもちろん、食中毒に限らず、従業員の方の職場環境といいますか、例えばちょっとぐあいが悪くても、人手が足りなくなってしまうから休めないと思ってしまうような状況があるとすれば、そのあたりの改善も必要なのかなと思いました。そのあたりも教育委員会で、ぜひ支援をしていただきたいと思います。

人手の確保ですとか、賃金、勤務時間などの問題があるとすれば、そのあたりも考えていただくといいのかなと思いました。ぜひこの臨海学校がなくなることはないようお願いしたいと思います。続けてほしいと思います。

○教育長 よろしいですか。

指導室長。

○指導室長 今回、衛生面では、どういう状況なのかということをも宿舎にもお話を聞かせいただきました。その辺につきましては、保健所から求められている検査等については、きちんと実施しているという報告については受けているところでございます。

勤務条件等について、その辺のところは、こちら事務局側が口出し、意見ができるかどうか。こちらのほうでも調べてみないとわかりません。そのような状況でございます。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 お願いの方々。先ほど日高委員にもおっしゃっていただきました。私も述べさせていただきましたが、ちょっと気になったのが、視察に伺う際のバスの中で、民宿の方が大分高齢化されているのだと話が出ました。

こういった部分で、民宿の運営そのものというのはこの1例、非常に大切な1例にはなってしまったのですが、それがいい方向が出たら、逆に言えば、さらにお願ひできるような働きかけもぜひ必要だと。これによって、もっけの幸いとばかりに撤退しますなどというようなことになりますと、先ほど日高委員がおっしゃいましたように、すごく子どもたちにとって大事な体験学習の場でございますので、それもあわせて次年度に交渉をしていただければと思います。お願いいたします。

○教育長 よろしいですか。

齋藤委員。

○齋藤委員 視察で岩井に行かせていただいて、海の中の安全対策とかさまざまな体制を見ていて、安全とかそういうものに対していろいろな配慮をしながら、危機対応についてやっているなという感じでした。

だから、そういう点では頑張っていたいただいていると思いますけども、今回こういう事例に対しての視点といいますか、対応の仕方というか、さっきマニュアルという話ありましたけれども、想定されることとして、対策を練ってもらいたいと思います。

基本的には今、皆さんが言ったように、非常に貴重な体験をここでやっているわけですので、白鳥小学校の補償内容などについて、説明がまだ最終的に終わっていないようですが、きちっとした対応をしていただいて、次に向けて、危機対応も含めて実施できる体制をまた確立していただきたいと思います。答弁はいいです。

○教育長 よろしいでしょうか。それでは報告事項等 1 を終わります。

引き続きまして報告事項等 2、「平成 29 年度『中学生の主張東京都大会』の実施結果について」をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは「平成 29 年度『中学生の主張東京都大会』の実施結果」につきましてお手元に配布してございます資料に基づき、ご説明を申し上げます。

東京都大会につきましては、こころの東京革命協会と東京都の共催、東京都教育委員会の後援により、実施されているものでございます。

1 の実施日等でございます。去る 9 月 3 日、日曜日に東京都庁内の会場にて実施をされました。当日の大会の内容でございますが、7,432 名の応募者の中から、事前選考を通過した 10 名が主張を発表し、各賞を決定するというものでございました。

2 の審査結果でございます。別添の受賞者一覧をごらんください。こちらは東京都のホームページの掲載資料でございます。知事賞 1 名、東京都教育委員会賞 2 名、こころの東京革命協会会長賞 7 名となっております。

また、事前選考を通過できなかった方々の中から、審査員特別賞が 10 名に贈呈されております。また、こちらの一覧に記載はございませんが、同じく事前選考を通過できなかった方々の中から、こころの東京革命協会会長特別賞が 30 名に贈呈されているところでございます。

1 枚目におもどりくださいませ。3 の葛飾区からの応募者等でございます。東京都の大会の応募につきましては、本区が開催をいたしました平成 28 年度葛飾区少年の主張大会、本大会の出場者で、現在中学生である 21 名に応募を呼びかけました。15 名の方が応募いたしました。

その結果、本田中学校の 1 年生の飯沼凜さんが事前選考を通過し、9 月 3 日の大会に出場いたしましたして、東京都教育委員会賞を受賞されたところでございます。

私からのご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ございますか。

大里委員。

○大里委員 約 7,400 名余りの中の 10 名というのは、大変すばらしいと思いました。飯沼さんは 1 年生なので、28 年度の大会は小学生大会で、6 年生で出ているということなのですね。

そうすると、中学生大会は初めて、東京都の大会に行ってお賞されているというのは、周り自分より年上の人たちの多い中で、大変堂々と発表されたのかなと想像します。

いただきました「中学生の主張 東京都大会発表文集」、後ろのほうに過去の入賞者が載っているのですけれども、見ますと葛飾区の中学校の1年生で出ている方が何人かいらっしゃるのですね。それから、全国大会に出場された方もいますね。皆さん本当に素晴らしいと思いました。以上、感想です。

○教育長 塚本委員。

○塚本委員 今、大里委員がおっしゃったのですが、私もこの少年の主張大会のときに飯沼さんの堂々たる発表は記憶にあるところでございます。素晴らしい成果でよかったですと思います。

ただ、課長からご説明のございました「こころの東京革命協会会長賞」は、これ総枠で30名というのが、後日あったと。この資料では7名でございますが、この30名の中に葛飾区から選抜された10名の方が入ったか否かの情報があれば、教えていただければと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今回応募いただいた15名なのですけれども、最終的に受賞された方は飯沼凜さんお1人ということで、30名の中にも本区の生徒は該当してございません。

以上でございます。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等2を終了いたします。

続きまして報告事項等3「葛飾区・ソウル特別市麻浦区スポーツ親善交流派遣事業について」をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等3「葛飾区・ソウル特別市麻浦区スポーツ親善交流派遣事業」につきましてご説明させていただきます。

「1 事業概要」でございますが、本区と平成27年11月に姉妹都市提携を締結いたしました大韓民国ソウル特別市麻浦区と青少年の国際的な文化・スポーツ交流を行い、次代を担う青少年の友情を深めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運を醸成するものでございます。

麻浦区からは昨年4月の小管西公園フットサル場オープニングイベントに来訪していただき、本年4月に再度来訪いただき、小管西公園フットサル場におきまして2度にわたるフットサル交流を実施しているところでございます。

本区からはこのたびスポーツ交流といたしまして、葛飾区サッカー連盟代表選抜チームを麻浦区へ派遣するものでございまして、日程につきましては予定となりますが、記載のとおり11月3日から5日の2泊3日で派遣してまいります。

行程といたしましては、初日は到着後、麻浦区を表敬訪問いたしまして、2日目には親善試合、午前1試合、午後1試合を行いまして、ソウルワールドカップ競技場で行う予定となって

ございます。3日目につきましては未定でございますが、午前中にワールドカップ競技場等の施設見学を予定しており、夕方帰国の予定でございます。

次に派遣選手団でございますが、団長といたしまして教育次長。選手団といたしまして監督1人、コーチほかサッカー連盟関係者4人、選手は11歳以下の小学生16人でございます、派遣選手学校別内訳は記載のとおりでございます。また、生涯スポーツ課職員3名が随行いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項等4「葛飾区立図書館の利用に関するアンケートの実施について」をお願いします。

中央図書館長。

○中央図書館長 それでは、報告事項等4「葛飾区立図書館の利用に関するアンケートの実施について」ご報告をさせていただきます。

まず目的でございます。「葛飾区立図書館の基本的な考え方」に掲げた目標の着実な推進に向け、利用者の利用実態やサービスに対する満足度等を把握し、取組状況や成果を明らかにすることを目的に、アンケートを実施するものでございます。

アンケートの実施方法でございますが、図書館でのアンケート用紙による収集、こちらと図書館ホームページでの電子申請による収集を行う予定でございます。

アンケート対象者ですが、中学生以上の方をお願いいたします。

実施期間でございます。平成29年10月27日金曜日から11月9日木曜日まででございます。

周知方法でございますが、図書館ホームページ・区ホームページ、区立図書館によるポスター掲示、「広報かつしか（10月25日号）」を予定してございます。

また、アンケートの標本数でございますが、あくまで目標値でございます。中央図書館にて約300件、各地域図書館にて150掛ける6館で900件、各地区図書館につきまして50掛ける6館で300件。合計1,500件を予定してございます。昨年度は1,618件のご回答をいただいております。

1枚おめくりください。裏面をごらんください。アンケートの内容でございますが、別紙1、こちらが図書館に来て書いていただくアンケート、もしくはホームページ上でご回答いただく内容の記載がございます。

別紙1裏面をおめくりいただき、裏面をごらんください。こちらの19番、「図書返却ポストを利用したことがありますか」。こちらは新たに今年度追加したものでございます。

別紙2は、図書館の利用をしていない方についてのホームページ上でのアンケートの内容に

なっております。

私からのご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質問ございますでしょうか。

大里委員。

○大里委員 この時期2週間ということ、以前も実施期間としては短いのかなと思ったのですが、昨年度も標本数目標値は達成しているということですので、大丈夫なのだと思いましたが、ただ、ちょっとまた違う時期にやってみるとか、いろいろ考えていただけるといいのかなと思います。

そして、非来館者の方のアンケート、意見・要望も非常に大切かなと思いますので、今年度の社会教育委員のテーマも図書館ですので、ますますの充実を期待したいと思います。

○教育長 いいですか。

塚本委員。

○塚本委員 今、大里委員がおっしゃっていただいたのと課長からのご説明で、特にアンケートの内容に関しては19番の返却ポストが追加になったということ。それ以外は前年と変わっていないという理解でよろしいですか。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 委員がおっしゃるとおり、変更はございません。

○塚本委員 そうするとやはりデータ化していることがあり、余り質問事項に乖離が出てしまいますと整合性に欠けてしまいますので安心いたしました。

それともう1点、特にこの1週間ぐらい、文化庁が国語、理解力・読解力云々ということで、活字に幾つかコラムになったりしてございます。そういった意味では、やはり大里委員がご紹介されたように、区民サービスというか、そういった国語力のアップという意味でも、この事業、見えない部分ではとても大切なものですから、啓蒙し、PR活動しながら、ぜひ実りのあるいい結果を期待します。結果が出た時点で、それをまた区民の方にフィードバックできるようなことも、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。お答えは結構です。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

天宮委員。

○天宮委員 電子書籍に関してなのですけれども、電子書籍は一応どういう形で借りるわけですか。例えばKindleとかで買うと、それは普通に読んで返すというものではないですね。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 電子書籍につきましては、ご自分の端末を使う場合とこちらからお貸しした

端末を使う場合、二つ考えられると思うのですが、ご自分の端末を使う場合には、アプリケーションのような形で登録してもらい、それにアクセスするというか、パスワードを発行させていただいてという形になります。

後はホームページ上にアクセスしていただいて、そこから今のも同じなのですが、ご自分のパスワードで入って行って、例えば2週間なら2週間ダウンロードできる、見られるという仕組みです。

○**天宮委員** なるほど。そういうことですか。

○**中央図書館長** 期間を過ぎてしまうと消えてしまうというようなことが一般的な形だと思います。

○**天宮委員** ありがとうございます。

○**教育長** 齋藤委員。

○**齋藤委員** アンケートの内容というよりも、これは区民の声を聞くためにやっていると思うのですけれども、葛飾区立図書館の休館日は、全館同じタイミングですか。

○**教育長** 中央図書館長。

○**中央図書館長** 休館日につきましては、中央館と立石図書館、それと地域館と地区館と三つに分かれております。

中央館と立石図書館につきましては、毎月第4木曜日の館内整備日、それと特別整理期間という形で、図書を全館一旦見直しする期間が必要なときがありまして、それは毎年時期はまちまちです。

それと地域館につきましては毎週月曜日。ただ、休日が月曜日と重なると翌日になります。それから第4木曜日、それと特別整理期間。

地区館につきましては、地区館というのは一番小さいところで、小学校に入っていたりとかしております。そちらのほうは、休日と毎週月曜日と館内整備の第4木曜日。それと先ほど出た特別整理期間と、あと地域館と地区館につきましては年末年始のお休みをいただいております。

12月29日から1月3日まででございます。

○**教育長** よろしいですか。

○**齋藤委員** 地区館だと、勉強したりするスペースはないかもしれないのですけれども、例えば図書館で勉強したいときに、葛飾区の図書館は一斉にお休みになっていて、利用できなかったということを知ったのです。他区はどうか分かりませんが、例えば、立石と中央館が違っていれば、区民が中央館が休みでも立石に行けばやっている。いつでもどこでも、スポーツではないのですけれども、そうやって勉強する環境が葛飾区の図書館にはあるのですかと、聞かれたことがあるので気になっていました。

ただ開いている、本が借りられるというだけではなく、勉強できるようなスペースを持って

いる区内図書館が開いていて、一斉に利用できなくならないような体制ができればということで、言われているのです。

○教育長 中央図書館長。

○中央図書館長 第4木曜日の館内整備につきましては、現在図書館で使っておりますシステムのメンテナンスを行うのが、大きな目的でございます。

システムは図書館全館で使っているものですから、毎月システムメンテナンスをする日がある程度確保しておかないと、システム上運用が難しくなるといったこともございます。

一応そのような形で、中央図書館と立石図書館につきましては、毎月第4木曜日以外は開いてございますので、ご利用上、毎月1日だけですけれども、ご不便おかけしてはありますが、お願いしたいと思っています。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項等4を終わります。

報告事項等5「区政一般質問要旨」についてお願いします。

教育次長。

○教育次長 それでは、まだ開会中ですが、今回の第3回区議会定例会で区政への一般質問がありまして、自民党の峰岸議員から教育に関する質問。第二期青木区政の中で教育、学力、体力向上は大きな課題だけでも、この葛飾教育プラン2014に基づく取り組みの成果はどのようなものかというご質問をいただきました。今回は教育長の答弁はこの1問だけです。これにつきましては読まさせていただきます。

「次に、『葛飾教育プラン2014』に基づく学力・体力向上の取り組みの成果についてのご質問にお答えいたします。

平成26年度より、『かつしかっ子学習スタイル』『葛飾教師のスタンダード』に全校の児童・生徒、教職員が継続的に取り組み、日々の授業の充実を図って参りました。また、全ての児童・生徒にできるまでやりきらせるチャレンジ検定にも、全校で取り組んで参りました。

その結果、全国学力・学習状況調査では、小学校については上昇傾向にあり、中学校も昨年度より改善しております。また、東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査でも、小学校国語、中学校英語を除き、3年連続して下位層が減少いたしました。特に、今年度は、小学校の算数と理科、中学校の全教科で上位層が増え、継続して取り組んだ成果が現れてきております。

また、体力についても、平成28年度の体力テストでは小・中学校ともに体力合計点が上昇傾向にあり、各校での取り組みの成果が現れております。これは、チャレンジ検定（体力）において全校で統一した目標を設定し、授業や休み時間、放課後等で運動に取り組んできた成果の現れです。

『かつしか教育プラン2014』にも掲げているように、すべての子どもに『学校が楽しい』、『授業が分かる』、『やればできる』と実感させ、児童・生徒一人一人の自己肯定感や自尊感情を高める教育実践を継続することが重要であると考えます。本区で実施している学習意識調査では、『自分は、先生から認められていると思う。』の項目において、ほぼ全ての学年で昨年度の数値を上回り、徐々に上昇してきております。これは『児童・生徒の表情を観察し、つぶやきを積極的に取り上げて、認め、励まして意欲を引き出す授業』を推進している成果の現れであると考えております。

今後も引き続き、子どもの意欲と自尊感情を高めながら、学力・体力の向上を図って参ります」というお答えをさせていただいております。

なお、共産党の中村しんご議員からは、教育施設整備基金の積み立てについてのご質問がありまして、こちらにつきましては教育次長答弁ということで示してございますので、ごらんおきいただければと思います。

以上でございます。

○教育長 ただいまの報告について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは報告事項等を終わります。

引き続きまして、「その他」を一括して説明願います。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、「その他」3件説明させていただきます。

まず1の「資料配付」でございます。(1)10月の行事予定表でございます。こちらはA4の両面で1枚、配付させていただいております。

続きまして(2)「とうきょうの地域教育」ナンバー128でございます。内容につきましては都立高校生の社会的・職業的自立に向けての特集号でございます。

続きまして(3)「かつしかスポーツフェスティバル2017」、配らせていただいております。こちらにつきましては、10月9日に実施されますスポーツフェスティバルの内容ですとか会場の配置について掲載させていただいているところでございます。

次に2の出席依頼でございます。本日7件ございます。まず始めに11月6日午後1時から葛飾区立中学校連合音楽会、こちらについては大里委員に。7日の午前9時10分、中学校の連合音楽会につきましては齋藤委員に。裏面ごらんください。11月7日午後1時、中学校連合音楽会につきましては塚本委員。11月9日午後0時30分、中学校連合学芸会につきましては天宮委員。10日の9時30分、中学校連合学芸会につきましては大里委員。11月16日午前9時20分の小学校連合音楽会については天宮委員。16日、午後1時20分の小学校連合音楽会につきましては日高職務代理者をお願いいたします。

続きまして、3の次回以降の教育委員会の予定についてでございますが、記載のとおりでござ

ざいます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長 よろしいでしょうか。そのほかで何かご意見等ございますか。よろしいですか。

それではこれもちまして、平成29年教育委員会第8回臨時会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 10時55分